

東山御文庫本『讓位部類記』

付翻刻

鈴木 蒼

はじめに

本稿で取り上げる『讓位部類記』は、東山御文庫御物である。番号は勅封一五七―四九（勅封一五七番の函は讓位関係史料を主に所収する）。本史料は、『皇室制度史料 太上天皇 二』第四章の一部が翻刻されている他、『皇室の至宝 東山御文庫御物』（以下『至宝』と略称する）四巻で紹介されたことがある。^①『至宝』の解説には、以下の点が記される。

- ・鎌倉時代の書写とされており、紙背文書が存在する。また、紙背の紙継目には円黒印が捺されている。
 - ・鳥羽天皇―二条天皇の讓位に関する簡素な記録逸文からなる前半部と、後三条天皇の讓位に関する『為房卿記』からなる後半部によって構成される。
 - ・本史料の内容は『洞院家廿巻部類』に、前半部と後半部が分かれて所収されており、同部類の原写本と目される。
- 筆者もその内容には概ね同意するが、本史料にはなお補足すべき点や明らかに存在する。本稿では、『至宝』解説に学びつつ、改めて内容の

紹介・翻刻を行いたい。

一 書誌

本史料の基礎的な書誌情報については、掲出の表にまとめた。すでに『至宝』解説でも示唆されているが、本史料の前半部と後半部は本来別々のものであったと考えられる。『至宝』解説の述べる、両者で内容の趣が異なる点、『洞院家廿巻部類』に分かれて所収される点が、まず理由として挙げられる。その他、書誌から得られる以下の情報も、両者の相違点を示している。

- ・前半部のみ料紙に墨界が存在する。
- ・後半部の方が前半部より、僅かながら縦の法量が小さい。
- ・後半部のみ紙背文書が存在する。第4紙にも紙背に記述はあるが、これは前半部と同筆の裏書である。また、様々な反古紙を転用したため、料紙ごとの法量が不揃いである。ただし紙背文書の位置、円黒印の捺された紙堺の位置から、一部を除きおよそ四十数センチを一区切りとして料紙を成形したことが分かる。
- ・前半部と後半部は共に一紙目の横法量が小さく、欠損がある。内容的にも

表：讓位部類記の書誌

紙	縦	横	紙背文書	円黒印	墨界	
1	28.5	5.7 (前欠)			有	前半部
2	28.5	42.7		2-3紙堺	有	
3	28.5	43.9		3-4紙堺	有	
4	28.5	43.5	(裏書)		有	
5	28.3	8.6 (前欠)			無	後半部
6	28.3	41.5		6-7紙堺	無	
7	28.3	45.6	①	7-8紙堺	無	
8	28.3	10.2	②		無	
9	28.3	34.7		9-10紙堺	無	
10	28.3	36.8	③		無	
11	28.3	7.6		11-12紙堺	無	
12	28.3	45.4	④	12-13紙堺	無	
13	28.3	35.1	⑤	13-14紙堺	無	
14	28.3	48.2	⑥		無	

※1 縦・横数値の単位は cm。

※2 第1紙裏打紙背「四十八」、第5紙「十九」とあり。

連続せず、前欠である史料二つを接続したと想定される。
 ・前半部と後半部の初めとなる第一紙・第五紙の裏打紙背には、それぞれ整理識別用の番号と思われる「四十八」「十九」の番号が記されている。番号が指す具体的な意味は不明だが、前欠となつてからのある時点で、この位置が冒頭と見なされていたことを示す。
 以上より、前半部と後半部が別であることはほぼ間違いない。また、本史料の外題には「讓位記」とあるが、これも本来の題名ではなく、両者が接続された後に付けられたものと考えられる。

また、紙背継目の円黒印や、裏打紙の上に記された番号は、洞院家旧蔵本

全てに共通ではないが、しばしば見られる特徴である。⁽²⁾『洞院家廿巻部類』の原写本であるという『至宝』解説の推定は、誤りないであろう。

二 内容

○前半部

鳥羽・崇徳・後白河・二条の四天皇が讓位後に行った諸儀を、古記録から抜書したものである。前後欠と思われる。書写時期は不明。採録された諸儀は、尊号や随身の宣下・院司補任・諸種の「始」など多岐にわたるが、記述は些少である。史料の性格は、部類記というよりも、諸儀の日程を示した勘例に近い。

重出を厭わず引かれる古記録を列挙すると、鳥羽(前欠により不明)・崇徳(『朝隆卿記』・『顕時卿記』・『重方卿記』)・後白河(不知記・『朝隆卿記』)・二条(『顕時卿記』)となる。記主が判明するものは、全て勤修寺流藤原氏の日記である。これらは全て現在では散逸した古記録の逸文であり、興味深い事実を教えてくれる。⁽³⁾特に鳥羽・崇徳両天皇の讓位前後の時期は、残存する古記録がほとんどなく、貴重である。

○後半部

後三条天皇讓位後の諸儀に関する『為房卿記』の部類記である。冒頭に日付等が記されない点から、前欠と考えられる。紙背文書の内容から、寛元四年(一二四六)をさほど下らない時期、洞院実雄(一二一九〜一二七三)の手により編纂されたものと推定される(後述)。延久四年(一〇七二)十二月十六日条から翌年正月三十日条までを収める。

この部分の記述自体は、前述の通り『洞院家廿巻部類』に既収である。ま

た日次記の一部としても新写本が複数存在している他、駒沢大学大学院史学会古代史部会による『為房卿記』の翻刻にも含まれており、未知のものではない。しかし、恐らく当該部分の現存唯一の古写本となる本史料については、あまり知られていないようである。^⑥

また本史料には、他の写本には見えない独自の記述が若干存在する。顕著なのは序盤の十二月十六日条・二十日条にあたる部分で（翻刻参照）、筆者が確認した限りでは、本史料を書写した東山御文庫所蔵の新写本（後述）を除き、現存する諸『洞院家廿巻部類』および『為房卿記』新写本は、この部分に脱文や文章の混乱が見られる。その他にも、本史料によって新写本の誤りを正せる箇所は少なくない。ただし、本史料にも誤字と思われる箇所が存在するため、注意を要する。

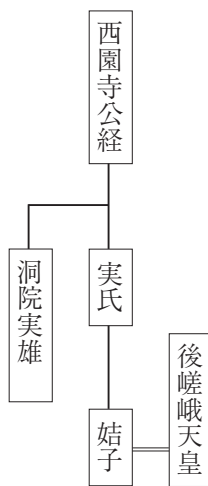
三 紙背文書

本史料後半部には僅か六点ではあるが、紙背文書が存在する。本稿では便宜的に①～⑥の番号を付した（前掲の書誌表を参照）。『至宝』解説では存在に触れるのみなので、簡単に紹介したい。

○紙背文書①・⑥

この二点は年次特定が可能である。まず紙背⑥は、来る十一月二十三日に行われる中宮淵醉への参加を求める、「権大進宗経」から「大宮大納言」への書状である。日付から、この淵醉はいわゆる五節の淵醉と考えられる。五節とは、十一月の豊明節会で四人（大嘗祭の年は五人）の舞姫が五節舞を披露する年中行事であり、豊明節会に至る数日前から様々な関連行事が行われた。概ね節会の二日前（寅の日）になされる饗宴である淵醉もその一つであ

図系関係閔院実雄



鎌倉期に中宮権大進を務めた「宗経」なる人物は、諸史料から勸修寺流藤原氏、藤原経賢の子宗

経に比定が可能であり、彼が仕えた「中宮」も後嵯峨天皇の皇后で西園寺実氏の女、姞子に比定される。彼女が中宮と呼ばれるのは、皇后となった仁治三年（一二四二）八月から、女院となる宝治二年（一二四八）六月の間であり（以降は主に「大宮院」と呼称される）、その前後で五節の淵醉が二十三日に行われたのは、寛元三年（一二四五）・四年・宝治二年である。その頃に「大宮大納言」と呼ばれる人物は複数確認できるが、本史料が洞院家旧蔵本であることを考慮したとき、相応しいのは姞子の叔父で洞院家初代当主の洞院実雄（洞院実雄閔院系図参照）である。①～⑥は、実雄が反古紙として利用したと考えられる。

さらに、「下仕装束」の調進に関する書状である①を見てみたい。下仕とは、雑用の下級女性を指すこともあるが、この場合は五節のとき、舞を披露する舞姫に付き従う女性（この時期は容貌に優れた遊女などが役供した）を指すと思われる。つまり①と⑥は閔院文書として差し支えない。

五節では、舞姫一人を誰か一人が献上することになっており、撰閔期以降は公卿と受領がその負担を割り当てられたが、当該期には受領の分も知行国主、すなわち公卿が負担するようになっていた。献上担当者は、舞姫に関わる物品・用途を支弁せねばならないが、その中には下仕の装束も含まれる。^⑨紙背①は、舞姫献上を担当した人物が受け取った書状と推定される。上述の

年の内、実雄が五節舞姫の献上を担当したのは寛元四年のみであり、①・⑥が書かれた時期は寛元四年の冬と考えられる。他の紙背文書も同時期に書かれたとして大過ないであろう。

○紙背文書②・④・⑤

この三点は、番役に勤仕した人物の交名である。いずれも折紙。三点は接続せず、②・④は中盤を欠いたもの、⑤は前後欠と思われる。人名の下に、昼夜それぞれの上番日数を割注で記すという形式が取られている。

紙幅の都合もあり、文書中に見える人名についての考証は省くが、多くは衛門尉・兵衛尉・馬允・滝口などの武官であり、当時在京武士として活動していた人物である。したがって、これらは大番役に関する交名と考えられる。記載人物の活動時期からも、①・⑥同様に寛元四年の冬に書かれたと見て矛盾はない。やや不審な点もあるが、④に記される「御留守八ヶ日」とは、この年の十一月二十二日から二十八日まで、この年即位した後深草天皇が大嘗祭のために太政官庁に行幸していたことを指すと思われる⁽¹¹⁾。

なぜ実雄の元に本文書が残ったのかは判然としないが、実雄の兄西園寺実氏（系図参照）は、寛元の政変（いわゆる宮騒動）に関連して罷免された九条道家の後任として、この年の八月より関東申次となっていた⁽¹²⁾。その縁により実雄もこうした文書を反古紙として入手したと、ひとまずは考えておきたい。

なお、寛元四年の京都には、政変により將軍九条頼経が鎌倉より帰洛していたため、頼経と近しい武士たちが流入していた。交名の中には頼経の近習らしき人物もあり、当時の在京武士陣容の断片を窺い見ることも可能である。

○紙背文書③

丹後国大内郷（大内荘）の住民、僧「快詮」による、「貞末男」の不法を訴え、自らの身代を没収した代官の裁定を取り消してほしいという内容の愁状である。折紙。大内郷は、文治二年（一一八六）、預所を女房「弁局」とする八条院領莊園として成立し、その後預所は承久二年（一一二〇）までに女房「さゑもんのかみのとの、御つほね」に移り、さらに文永元年（一一二六）に「大納言あさりの御房ほうかく^(宝)」へ譲られた⁽¹³⁾。当該期も預所は彼女であり、詳細が不明な人物ではあるが、本文書の存在から、恐らくは実雄もしくは西園寺家に関わる人物であったと考えられる⁽¹⁴⁾。

四 伝来過程

本史料と同じ勅封一五七番内には、本史料を直接筆写したと思われる新写本「御脱履記」（二五七―三三）、「脱履部類記」（一五七―一六）がある⁽¹⁵⁾。両者は後西天皇の蔵書印である「明曆」印はないが、その外題筆跡は後西天皇のものと同断できる。本史料は東山御文庫が形成された早期から存在し、その時点で現在と変わらない状態であったらしい。

本史料と密接な関係にあると思われるのが、現在国立歴史民俗博物館所蔵の高松宮家伝来禁裏本『脱履部類記』（資料番号H―六〇〇―一四三）である。この史料は、洞院家旧蔵本であり、かつ讓位およびその後の諸儀についての部類記という点で、本史料と共通した性格を持つ。かつてこの史料について検討した石田実洋は、以下の点を指摘している⁽¹⁶⁾。

・高松宮家伝来禁裏本として現存するのは六卷であるが、それ以外にも僚卷が存在し、本来はより大部なものと予想される。

・応安四年（一三七一）の後光厳天皇の讓位にあたり、それまでに洞院家が

集積した讓位関係の記録類に対し、洞院公定が切貼・加筆等の整理・編纂を行うことで成立した。

『脱履部類記』には、洞院公定の活動した時期を大きく遡る時期に書写された巻も存在し、巻ごとの書写年代は相当な幅を持つ。

即ち、洞院家旧蔵本かつ応安四年以前に筆写された、讓位に関する古記録写本は、公定の整理を経た『脱履部類記』の一部である可能性がある、ということになる。また、現存『脱履部類記』は、二条天皇以前の讓位の記録を欠いているが、それ以前の天皇についての記録もあったと想定される。これらの点や『脱履部類記』との全体的な近似から、筆者は、本史料後半部の『為房卿記』は本来『脱履部類記』の内の一つであったと考える⁽¹⁷⁾。

また、本史料前半部の「六条院 顕時記」から始まる部分（二条天皇讓位）は、『脱履部類記』にも記述がある。両者を比較すると、前者は後者の省略文となっている。このことから、前半部は『脱履部類記』を参照した可能性が高い。恐らく、歴代天皇の讓位後諸儀の日程を簡便に参照できるよう、『脱履部類記』から記述を抄出したもののほんの一部が、本史料前半部として残ったと推測される。前半部に収められる他の天皇の記録も、散逸した『脱履部類記』には含まれていたのでないだろうか。

しかし、本史料の前半部と後半部はいずれかの時点で共に一部を欠失し、さらに洞院家の断絶により資料が流出した後、⁽¹⁸⁾恐らくその内容の共通点や、共に勸修寺流藤原氏の古記録が引かれる点から、接続されて一巻にまとめられた。それが後西天皇の存命時に禁裏へ献上され、『讓位部類記』として保管された。この当時、禁裏には『脱履部類記』も同じく存在していたが、上述の経緯を辿った『讓位部類記』は『脱履部類記』とは別の史料と見なされ、

『脱履部類記』を含む禁裏本の一群が有栖川宮家へ伝えられた際にも、東山御文庫にそのまま留められた。本史料は以上のような過程を経て伝来したと考えられる。

註

(1) 『至宝』四卷（毎日新聞社、二〇〇〇年）九四・九五頁（図版）、二六八・二六九頁（解説）。解説執筆は相曾貴志。

(2) 円黒印を持つ史料の例として、『至宝』図版に掲載され円黒印の図像を確認できる「大饗御装束間事」（勅封四七―四〇）、『至宝』一卷五一頁・「八幡行幸次第」（勅封一三〇―一六八）、『至宝』四卷三七頁）を挙げておく。また、裏打紙背の番号について、筆者が実見した範囲では、東山御文庫所蔵資料のうち「粟田宮 条々奏事目録」（勅封二九―一八―一）、「大饗次第」（勅封四七―三七）、「大饗記」（勅封四七―三九）、「大饗御装束間事」（勅封四七―四〇）で番号を確認した。

(3) 例えば、平清盛が後白河天皇の讓位後、直ちに院別当に任じられたことは、本史料の後白河天皇讓位部所引不知記の記述により判明する（『皇室制度史料 太上天皇 一』ですでに翻刻）。

(4) 吉江崇『勸修寺家文庫所蔵部類記目録（稿）・大記写本一覽（稿）』（平成十九～二十一年度科研究報告書）参照。

(5) 駒澤大学大学院史学会古代史部会「翻刻『為房卿記』自延久四年至永保二年」（『史聚』一〇、一九七九年、六七―一三六頁）。ただし、底本の内閣文庫本（請求番号一六〇―一八四、全一七冊）は必ずしも善本とは言えず、翻刻にも誤りがある。

(6) 註(4)前掲書や、註(5)の「為房卿記写本一覽表」にも本史料の記載は無い。

(7) 『尊卑分脈』二一八八頁。『公卿補任』文永元年（一二六四）の項、『経俊卿記』寛元四年（一二四六）三月十一日条など。

(8) 佐藤泰弘「五節舞姫の参入」（『甲南大学紀要 文学編』一五九、二〇〇九年、

- 一〇三二頁。
- (9) 服藤早苗「五節舞姫献上者と舞姫」(『平安王朝の五節舞姫・童女』塙書房、二〇一五年、四五〜七六頁)。
- (10) 『葉黃記』寛元四年(二二四六)十一月二十二日条。
- (11) この時は十一月二十一日の夜より行幸する予定であったが、帰忌日であるために時間を遅らせ、二十二日の夜明けに出立した(『葉黃記』寛元四年(二二四六)十一月二十一・二十二日条)。よって行幸日数は正確には数えて七日となるのだが、深夜からの勤仕を含めて数えたために八日と記したと解釈すれば、一応の説明は可能である。④に記される昼(日)の上番数が、最大で八日ではなく七日であることもその傍証となる。
- (12) 美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」(『院政の研究』臨川書店、一九九六年、初出一九八四年、一八七〜二二二頁)。
- (13) 東寺百合文書ホ函/一〇/二「八条院序下文案」・「につち讓状案」・「藤原氏女(左衛門督局)讓状案」(『鎌倉遺文』一八五号・二六六八号・九〇五〇号)。
- (14) 本文書も②・④・⑤と同様の経緯を辿ったと仮定すれば、女房名にある「左衛門督」とは、建保六年(二二二八)より承久二年(二二二〇)まで左衛門督であった実氏の可能性も存する(根拠史料に欠けるため憶測に過ぎないが)。
- (15) 前者は後半部のみを写本。ただし両者とも、前述した誤脱が見られる部分については不完全である(前者は書き落としており、後者は判読できなかつたと思われる部分を空白にしている)。
- (16) 石田実洋「洞院家旧蔵の部類記と洞院公定―高松宮家伝来禁裏本『脱履部類記』を中心に―」(吉岡眞之・小川剛生編『禁裏本と古典学』塙書房、二〇〇九年、初出二〇〇八年、一六三〜二二二頁)。
- (17) また、同じ勅封一五七番に収められる洞院家旧蔵本『御讓位記』(勅封一五七―四七)も、元『脱履部類記』僚卷の可能性がある。
- (18) 末柄豊「洞院公数の出家」(田島公編『禁裏・公家文庫研究 一』思文閣出版、二〇〇三年、初出二〇〇一年、二五九〜二七五頁)。

(19) 小倉慈司「高松宮伝来禁裏本」の形成過程」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一七八、二〇一三年、三五三〜四〇四頁)。

【翻刻】

〈凡例〉

- 一、翻刻にあたっては、改行・字配りなどは原本の体裁に従った。
- 一、翻刻の際、新たに読点・並列点を施し、筆者による説明註は()に、原本の文字を改めるべき校訂註は「」に入れて示した。
- 一、原本に見られる抹消・ミセケチについては、塗り潰して修正している場合は「■」で示し、抹消された文字が判読できる場合は、施された文字の左横に「マ」を付した。

〔外題〕
讓位記

〈前半部〉

〔第一紙端、別筆〕私
保安四歟、

〔前欠〕
二月二日、丙戌、御即位日時被勘申、□□□□、又

擬侍従・親王代・典儀等定申、所役人々、内々被定下、右宰相中将

師時書定文、帶靈胡籙、書了取之奉左臣云々、大

又以頭弁被仰尊号詔書事、大内記宗光草之、

御画了給中務少輔忠宗、件日兵仗御封

事被仰外記、御封事下知頭弁、上卿右大臣、

同日御幸始、三条殿、衛府上達部垂纓、殿上人

卷纓、令持壺、

十四日、戊上皇有奉書、報式部大輔敦光草之、定信

清書之、使院別当按察大納言經実、判官代為実持之相從

廿七日、新院始着御烏帽子、殿上人可為布衣之由

被仰下、

廿八日、行内文、新院御封文請印云々、上卿權中納言、雅

四月廿日、詔書覆奏事、上卿宗忠卿、

七月三日、

重方云、

十九日、御祈始、

廿六日、始、

廿一日、北面始事、四位九人、五位九人、

廿六日、始、院司公卿已下束帶參入、

同二年正月十八日、御報書勅答事、

二月二日、人々始被免布衣事、翌日各着布衣、

後白川院 〔河〕 不知記者、

保元三年八月十一日、讓位、同日被補院司、

別当 權大納言經宗卿 權中納言信賴卿 御厩別当、

後院別當 右大將公能卿難為後院別當、依重服不能仰下云々、

左京大夫隆季朝臣 執事、 修理大夫資賢朝臣

大宰大式清盛朝臣

崇徳院 朝隆記

永治元年十一月七日、讓位事、

顯時記云、七日有尊号事云々、 九日、尊号、〔皇〕勅使田、御隨身等事宣下、今夜御幸

三条殿、本東宮 御所 御。供奉公卿・侍臣束帶、泥障、

浅沓云々、衛府人令持壺胡籙云々、如延久記者、不可隨身 弓箭歟、但院藏人

不警固云々、

十二日、御念誦始事・御湯殿始事有之、又北面被定

其所云々、

十三日、新院報書事、敦光草、予清書、中使右大將、

六条院 顯時記

永万元年六月廿五日、讓位、

同廿九日、殿上始、同被補院司以下云々、院司外公卿、
右宰相中将宗家、

〔保安〕

正月廿八日、讓位、二月二日、尊号宣下并賜共被

御御隨身事、御封二千戸可奉之由事、

同日御幸三條殿、庇御車、々々副褐冠、广官束帶、

関白供奉御後、毛車、

被補

〔後半部〕

子剋有東宮行啓、〔前欠、為房卿記延久四年十二月十六日卷一品内親王同車、藏人修理亮仲宗出朔平門仰

輦車旨云々、〔調云、御子ノ宮ノ出給手車令人者、但不着青色者、又先々退出輦車官旨召吉上於腋陣仰也、

今度有時議出門仰之、〔午日被行之例被相尋之処、輦車承仰之後引入之、先跡云々、然而廿日立春、依不可默止、被勘日時有髮上云々、

十八日、壬辰、今日有荷前定云々、即今日被立使、但院荷前今度被止之、又院御髮上、女房一人取語司、子剋也、

廿日、甲午、今日有院行幸定云々、来正月二日者、

廿一日、己未、今日亥剋有院庁始事、〔日時勘文別当実政朝臣奏覽下之、

殿上居饌、公卿别当五人、〔能長、實綱、資仲、伊房、実季、并院司等六

位已上着之、孟雀之後别当実政朝臣・頭綱朝臣・判官

代忠季・宗基・為房・資清・師季・預久任・主典代等着

庁屋、〔敷紫端豊、立屏風、座定之後居酒肴、〔院藏人役之、二巡之後、公文

長則立庁前召院掌、二聲、院掌准称退出、入

返抄於覽筥持参、主典代伝取、别当以下次第加署、

次判官代為一令賣件吉書於主典代参殿上、公卿
别当次第加署、次下給庁了、次分散、

今日申刻始有院御杖、行事判官代為房、又仰内匠寮

令造進文判、〔判、在位日文判、先々雖非渡物、被渡新宮了、仍新被造之、又以少納言

公経令書時簡、立西中門南腋、御膳棚立西傍、

又亥剋南御倉町立三丈坎屋、

又子剋被渡内膳御竈神、别当頭綱朝臣・判官代

忠季・主典代・藏人・公文等彼司奉迎之、

又同剋、東宮御竈神被渡之云々、諸衛供奉云々、

廿四日、戊戌、朝間雨降、今日未剋被献太上、〔天、皇尊号

辞書、文章博士実政朝臣作之、少納言公経書之、以檀紙書之、〔入朴木筥、件筥并台花足、等面、有折立、敷物、表卷懸

紙、以檀紙裹之、様同例表、或上卿〔資綱、被申云、大臣初度表筥居案、仍

有台、次々表筥裹之、不居案、又無台、今日儀已不居案、何可具台哉、〔然而又或人被申云、别当権大納言能長卿持参、判官代式部丞

宗基捧之相徒、是先跡云々、件御辞書留御所、後日

可被返献也、

其文云、

伏見去十二日詔書、尊号为太上天皇者、事舜

乖蕃懷、義非宿志、馭俗撫民之時、猶慙〔遠、薄德、

搗挹虚閑之日、豈貪崇名、縱有叡念之難〔遠、邊、盍

陳素意之不移、孝敬之道、和順為先、請帝尊〔停、

号、永断羈累矣、

延久四年十二月廿四日

從今夜御隨身守番可勤仕夜行之由、被仰下了、

廿五日、己亥、入夜被定院事、以春宮權大夫資仲
卿被申殿下、

序

別当公基朝臣、藏人檢非違使志紀成任・宗岳
信良

御廐

別当參議基長卿、

仕所

預造酒正重任

昇殿

經平朝臣 敦家朝臣 章親 時綱

為季 政成等也、

卅日、甲辰、巳剋向河原解除之後參院、於院有追儼
事、序獻振鼓等・弓矢等、

同五年正月一日、辛巳、院拜礼、四方拜不被行、御節供從序
獻大盤所付女房供之、腋御
菌固進物
所勤也、午剋諸卿以下參集、次垂昼御座庇御簾、

五ヶ間、次御出、直御裝束次関白前太政大臣・右大臣并

大納言能長、・中納言柘家、資綱、經季、
忠家、能季、泰憲、資仲、・參議基長、經信、
伊房、実季、

以上一列庭中、次殿上四位以下別当・判官代等一列、
藏人頭師忠・公房等也、位階雖多上臈立最前、如何々々、六位判官代
宗基・為房・資清立此列之末、小朝拜儀、六位一列
在五位後、又如何、

舞了之後從上臈次第退出、次上御簾、事了之後

左大臣中宮大夫顯房、・治部卿隆俊、・宰相中將宗俊、
隆綱、等參

殿上退出、

院供御菓儀

拜礼了後、行事判官代為房奉仕御裝束、件行事
須藏人奉仕

也、而未被補之間、昨日酉剋許為房可奉仕由
被仰下、本行事棟綱・師季称所勞由各不參故也、 昼御座南廂

御簾第一・二・五等間垂之、第三・四間傍長押、每間立

四尺御几帳一基、取御帳東
西用之、御座南頗寄西敷円座

一枚、為陪膳女房座、典侍源永子
奉仕也、庇第三間中央頗寄

東又敷円座一枚、為藥正座、博士命婦
參仕也、同第二間北柱下

南北行敷紫端帖一枚、為藏人女房座、二人
候云々、南簀子

敷第三間頗寄西逼高欄敷円座一枚、為後取座、

西廊南庇前曳幔鋪座、為典藥寮所候、候所之
申剋

侍医雅忠朝臣率寮官人以下直丁以上參仕、次

陪膳女房以下着座、次出御、生氣御衣青色御直衣也、依無
御服所、仰序語允当女令奉仕之、

次采女二人供御菌固、進物所調進之御盤二枚也、御台
二本從鬼間方進物所刀自献之、次典藥

後取高房朝臣着座、次典藥供御菓酒、女官役之
供了、侍医

先嘗之、次藥女官等持參後取并菓子等料土器、次後

取飲之、又二度供御菓酒了、其儀如初、次後取々盃

罷立置殿上戸腋、次入御、次改御裝束、

供奉女房・采女等不着袴唐衣、只直裝束也、是御定、

相催雜事

御菓昨夜籠御生氣方、其所無便宜、仍籠養者方了、西中門
南廊藥守女官祇候、召序給量、藥掌

等副入辛櫃
付封持參

御生氣御衣、子細載右、

御菌固進物所隨身參
典藥寮候所、御酒序渡、御銚子從内菓掌、
持參之、

馬頭盤・御酒盞・箸・匙等、請納殿、

典藥寮每日給酒肴、仰序、後取料等土器 同前、

後取昨日押之、 壹円座序、

菓子 陪膳進之、仍兼日
渡御正勘文、

後取
元日
高房朝臣
二日
經成
三日
資清

飾物・祿物等 飾物昨日
給之、 祿事了後第三日給之、

飾物

四疋 陪膳、 二疋 菓子、 一疋三丈 菓正、 四疋 采女二人、
各二疋、

祿

二疋 侍医、 三疋 典藥官人三人、各疋絹、
葉掌在此中、 六疋 采女官六人、
各疋絹、

二疋 理髮、後々不可給歟、
陪膳女房給別祿也、

件祿未有一定、相尋大内并諸宮等例商量

行之、冷泉院例、典藥之藥典所供御藥者、兼申借 請

物之數多、其外祿・飾物等、

二九 一疋 陪膳命婦、 四疋三丈 童女、 二疋 藏人二人、

四疋 理髮・掃部、

已上十二疋也、

今度准諸宮例給藥官人也、大内侍医之外不

給也、

序弁備酒肴於殿上、所々御修法等不罷出、但後

加持參如常、

三日、癸未、々剋供御藥、後取資清、事了給祿、子
細見元日沙汰所、事了後退出向所々、

七日、丁亥、節会、無御出云々、入夜馬寮持參白馬

十疋、於南庭御覽之後、頭九允以下着院序有酒肴事、

次給祿有差、忠季朝臣、
行事判官代

八日、戊子、今日未剋太上皇渡御母儀仙院御所、是

御讓位之後始有御觀謁也、仙院御内大臣、
二条亭、 御々唐車從東

門出御、經春宮御所之
前庭、 闕白以下公卿・侍臣徒步供奉、御隨身

布衣、但番長以上冠・壺胡錄也、即以還御、

又被定院事、

昇殿 前參川守基家朝臣

尾張守惟經朝臣

判官代 勘解由次官時綱

左衛門尉資清 讓九
叙位之後不吉也、
此間夜々參仕、

藏人 刑部丞藤俊範 殿下被申、
蔭子藤原惟信 公基朝臣、

左衛門尉佐家 房
蔭孫同家房 先坊帶刀長、

今日円宗寺修正始也、判官代為、依為行事、秉燭

以前參彼御寺、主典代・藏人・院掌・公文等各一人、召使二人、召次三人、
令差進、為催行雜事也、

公卿一両參着之後、神分導師昇、次初夜導

師一切所願之間、仏後打鼓、次宝螺、次法呪師

出、次居菓子・湯漬、先僧座、次公卿・
殿上人等座、 次大導師昇、次又法

呪師出、次錫杖、次大導師下座、次分散、

主典代書見參、

公卿七人 人歟、
殿上十二人 諸大夫卅五人 已上明且
奏之、

諸司三分卅二人、不奏之、

十七日、丁酉、今日戊剋從大内被獻御報書、去年十二月
廿六日被獻

尊号辞書与不被許申之勅答也、中使権大納言源顕房卿先於中門廊

以院別當權中納言資綱卿令申事由、次召御報書、同

資綱卿持參御前、次仰令給了由於中使大納言、次中

使婦參大内、不給祿、不儲座、蓋旧規云々、件御報書

入^朴木筥、以檀紙裹其上置花足台、或説不可具台云々、御報書令称臣謹給者、

廿三日、癸卯、今日被始院藏人所、在位之時來等皆悉應召、雜色為所衆者、又

被勘可渡朱雀院印之日時、

卅日、庚戌、今日除目入眼也、任官如例、但季宗朝臣任

左權中將、元四位少將、十二月叙四品、超越、上臈少將俊明・家賢・基忠等朝臣、伊家任山城守、叙位之

也、但募外記屋、記、頼仲任越後守、使廻、上臈廿余人、可修理之由云々、巴宗寺功、

依国々不足式部・民部・史等巡不被任之、院分受

領忠季任因幡守、外国^{〔據カ〕}極・日被上御申文、内官三分

今春不被申、従秋可被举云々、因幡守忠季、院判官代、

〔紙背文書〕

①

下仕装束殊神妙候、

注文進候、今度次第

御察、尤本意候、恐々

謹言、

十月四日 冬□

②

俊村 十九ヶ^{〔日カ〕}夜

重栄 五ヶ日

信重 十一ヶ日

資家 廿ヶ日

行清 十九ヶ夜

資茂 十ヶ夜

景継 十四ヶ日

有康 十八ヶ夜

番欠輩

資隆 一度欠 其外所勞不參

成員 二ヶ度 殘所勞不參

時職 二ヶ度

一日參輩

行友 有朝 家政

重員 忠康 康高 二ヶ日

③

丹後國ヲウチ郷住人僧快詮言上

欲早免給身代間事

件子細者、領家御方夫役ヲ

景	四ヶ夜	信	八ヶ夜
通	十一ヶ夜	重	十七ヶ夜
時	十一ヶ夜	職	十一ヶ夜
信	十四ヶ夜	隆	十四ヶ夜
重	十四ヶ夜	繼	十四ヶ夜
成	十三ヶ日	員	十三ヶ日
助	十三ヶ夜	重	十三ヶ夜
資	十三ヶ夜	員	十三ヶ夜
景	十四ヶ日	定	十四ヶ日
成	十四ヶ日	景	十四ヶ日
泰	十四ヶ日	經	十四ヶ日
信	十三ヶ夜	直	十三ヶ夜

底喜日ケ廿旬中月二十

令差申之処、快詮申云々、今
度者快詮之不役備事也、

令申之処、番頭貞末男

散々悪口ヲ令申之間、下人

丸出來之、貞末男ヲツキ出

処仁、貞末ヲ打タリト、無実

申付預所御代官、快詮之身

代被取畢、子細ヲ雖令申、一

切不免之事難堪之次第也、

且者直御尋無其謂歟、早

任道為發御成敗、粗言上如件、

④

御留守八ヶ日祇候輩

為俊 日七ヶ日
宿同夜

助重 同日

成員 三ヶ日
一夜

資隆 同夜

信隆 三ヶ日
三ヶ夜

泰経 同日
二ヶ夜

頼成 同日

信重 六ヶ日
同夜

重栄 七ヶ日
五ヶ夜

有 康 夜
真 七 同
永 七 同
真 七 同
夜 夜 夜

⑤ (前後欠)

宿二ヶ夜

信直 廿八ヶ日
五ヶ夜

資家 二ヶ夜

実清 三ヶ夜

景定 八ヶ日
五ヶ夜

成景 廿九ヶ日
廿二ヶ夜

親季 五ヶ日
五ヶ夜

助重 廿八ヶ日
五ヶ夜

範隆 五ヶ夜

兼康 十六ヶ日

成員 廿五ヶ日
五ヶ夜

重能 十三ヶ日
五ヶ夜

景能 十一ヶ夜
能重 一五ヶ夜
重重 五七ヶ夜
行清 廿八ヶ夜
資家 廿九ヶ夜
信重 廿九ヶ夜
頼成 廿九ヶ夜
景通 廿九ヶ夜
俊村 十同
景信 十同
景重 十同
光景 七
美隆 五
信隆 一六

⑥

來廿三日可有五節測醉

可令參仕給者、依

中宮令旨言上如件候、

宗経謹拜、

十一月十日 權大進宗経

進上 大宮大納言殿